第73条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
三　第66条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。
2　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

附　則

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百七十四号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売	第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　訪問販売（第三条―第七条の四）	第二節　訪問販売（第三条―第七条の二）
第三節　通信販売（第八条―第十六条の三）	第三節　通信販売（第八条―第十六条）
第四節　電話勧誘販売（第十七条―第二十三条の三）	第四節　電話勧誘販売（第十七条―第二十三条の二）
第五節　雑則（第二十三条の四）	
第二章　連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の三）	第二章　連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の二）
第三章　特定継続的役務提供（第三十一条の四―第三十九条の二の二）	第三章　特定継続的役務提供（第三十一条―第三十九条の二の二）
第四章　業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の三）	第四章　業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の二）
［略］	［同上］
第六章　雑則（第五十七条―第五十九条）	第六章　雑則（第五十七条）
附則	附則
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
2　当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。	2　当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六条第三項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
3　当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。	3　当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
4　当該売買契約に係る商品が法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。	4　当該売買契約に係る商品が法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］

第73条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
三　第66条第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。
2　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣